



令和7年度採用  
石巻地方広域水道企業団職員採用試験  
初級<行政>要項

○ 受付期間 令和6年10月17日(木)から令和6年11月8日(金)まで(必着)

○ 第1次試験 令和6年11月24日(日)

1 試験職種・採用予定人員・職務内容

試験職種	採用予定人員	職務内容
行政(事務)	若干名	職種に応じた職務のほか、水道業務全般に従事します。

2 受験資格

(1) 年齢・資格

受験資格
平成15年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた方。

(2) 次のいずれかに該当する者は、(1)の要件を満たしていても受験できません。

- ・ 日本の国籍を有しない者
- ・ 禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者


3 試験日時・試験科目・試験場

試験日時			試験種目	対象者	試験場
第1次試験	11月24日 (日)	10:00~12:00	教養試験	全員	石巻地方広域 水道企業団
		13:00~14:00	作文試験		
		14:20~14:40	性格特性検査		
第2次試験	12月下旬		面接試験	第1次試験 合格者のみ	別途通知

#### 4 試験内容

試験種目		内容	問題数 時間等
第1次試験	教養試験	時事、社会・人文に関する一般知識、文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力	40題 2時間
	作文試験	公務員として必要な識見、判断力、思考力等についての記述試験	800字程度 1時間
	性格特性検査	公務員に求められる資質についての検査	150題 20分
第2次試験	面接試験	公務員としての適格性についての面接	

#### 5 受験手続

申込書の 入手方法	<p>① 企業団ホームページ (<a href="https://www.ishikousui.or.jp">https://www.ishikousui.or.jp</a>) からダウンロードできます。</p>  <p>② 石巻地方広域水道企業団総務課、石巻市総務部人事課、東松島市総務部総務課で配布します（土日祝日を除く）。</p> <p>③ 郵送を希望する場合は、封筒の表面に「試験申込書請求」と朱書きのうえ、あて先を明記した返信用の角2封筒（A4サイズが入る大きさの封筒に180円切手を貼付）を必ず同封し、請求してください。</p>
申込方法	<p>封筒の表面に「受験」と朱書きのうえ、簡易書留等の確実な方法により、石巻地方広域水道企業団 総務課あてに必要書類を郵送してください。</p> <p>※ 郵送に限り受け付けます。</p> <p>※ 受験票（郵政ハガキを使用する場合を除く）には85円切手を貼付してください。また、申込書及び履歴書は折り曲げないでください。</p>
請求・申込 問い合わせ先	〒986-0861 石巻市蛇田字新上沼116番地 石巻地方広域水道企業団 総務課 TEL：0225-95-6713
受験票の 交付	受験票は受付期間終了後に発送しますが、 <u>令和6年11月18日</u> までに届かない場合は、総務課までお問い合わせください。

## 6 合格発表・採用時期

合格発表	第1次	<p>1 2月中旬に公告するほか、受験者全員に通知します。</p> <p>なお、第1次試験合格者には次の書類を期限まで提出していただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康診断票（合格通知に同封いたします。）</li> </ul>
	第2次	<p>1月下旬に公告するほか、第2次試験受験者全員に通知します。</p>
採用方法	<p>最終合格者を採用候補者名簿に登載し、上記1に予定する人員を採用するほか、必要が生じたときに採用します。したがって、最終合格者全員が採用されるとは限りませんので注意してください。</p> <p>採用候補者名簿の有効期限は、第2次試験の合格発表の日から1年間となります。</p> <p>採用時期については下記のとおりですが、状況等によって採用日が前後する場合があります。</p>	
採用時期	<p>原則として、令和7年4月1日から採用します。ただし、受験資格を満たさないこと又は受験申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合は、合格を取り消します。</p>	

## 7 給 与

- (1) 令和6年4月1日採用の新卒者の初任給はおおむね次のとおりですが、人事院勧告や学歴・職歴等により加算されます。

初 任 給	166,600円
-------	----------

- (2) 上記のほか、期末・勤勉手当、通勤手当、住居手当、扶養手当等がそれぞれの要件により支給されます。